

鹿沼市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する
条例の一部改正について

次のように改める。

令和 4 年 2 月 22 日提出

鹿沼市長 佐藤 信

鹿沼市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する
条例

鹿沼市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（昭和 43 年鹿沼市条例第 26 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「835 人」を「770 人」に改める。

第 8 条ただし書中「水火災その他の災害」を「災害（水火災又は地震等の災害をいう。以下同じ。）」に改める。

第 12 条第 2 項を削り、同条第 1 項中「報酬」を「年額報酬」に改め、同項を同条第 2 項とし、同条に第 1 項として次の 1 項を加える。

団員の報酬は、年額報酬及び出動報酬とする。

第 12 条に次の 1 項を加える。

3 団員が災害、警戒、訓練等の職務に従事する場合には、次により出動報酬を支給する。

7 時間 45 分以上の災害の職務に従事した場合 1 日につき 8,000 円

7 時間 45 分未満の災害の職務に従事した場合 1 日につき 4,000 円

警戒、訓練等の職務に従事した場合 1 日につき 2,000 円

第 13 条第 1 項を削り、同条第 2 項中「前項に定めるもののほか、」を削り、同項を同条第 1 項とし、同条第 3 項を同条第 2 項とし、同条第 4 項中「第 2 項本文」を「第 1 項本文」に改め、同項を同条第 3 項とする。

附 則

1 この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

2 改正後の第12条第3項の規定は、この条例の施行の日以後に出動を開始する
出動報酬について適用する。